

ICHの動向

2021年11月ICH総会・管理委員会 (バーチャル・バンクーバー)報告

2021年12月22日

厚生労働省 医薬·生活衛生局 総務課 国際薬事規制室 国際化専門官 田辺 江業

Contents:

1. ICHの組織運営・全般的事項・ICHガイドラインの作成

2. ICHの枠組み外: IPRPでの規制調和活動

ICH:

International Council for Harmonisation of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use 医薬品規制調和国際会議

IPRP:

International Pharmaceutical Regulators Programme 国際薬事規制当局プログラム

ICH/IPRPバーチャル・バンクーバー会合 (2021年11月)

開催方法:バーチャル会合(当初バンクーバー開催予定)

※バーチャル方式の総会は4回目、次回総会は対面会合の可能性も含め検討中(3月のMC中間会合も対面の可能性あり)

期間: 2021年11月9日、15日~19日、22日

11月9日、15·16日 管理委員会 (Management Committee)

11月17日·18日 総会(Assembly)

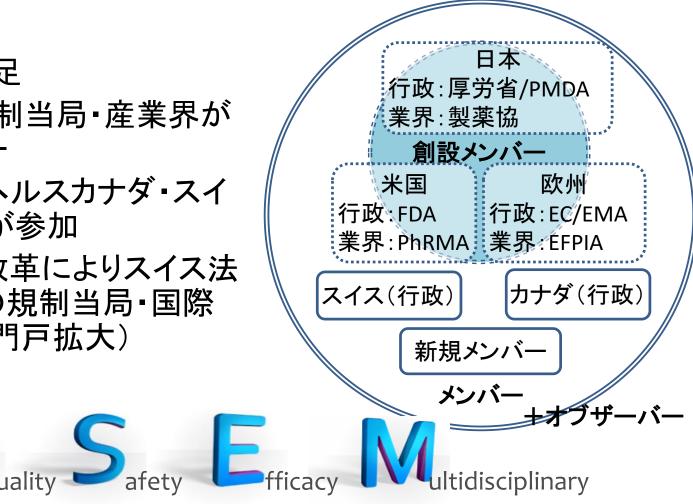
11月19日·22日 IPRP管理委員会

※各作業部会(EWG等)は、上記会合とは別途、バーチャル会合を開催

(医薬品規制調和国際会議)

〇歴史:

- ◆1990年に発足
- ◆日米欧の規制当局・産業界が 創設メンバー
- ◆2014年よりヘルスカナダ・スイ スメディックが参加
- ◆2015年ICH改革によりスイス法 人化(各国の規制当局・国際 業界団体に門戸拡大)



◆試験方法やフォーマット等を共通のガイドラインとして作成し、 医薬品への審査等の標準化を目指すもの

(現在、約70のガイドラインが整備され、日米欧及びその他地域で薬事規制に取り入れられている)

ICH メンバー (19団体; 2021年11月)

- ●創設規制当局メンバー (3):
 - ▶ 厚生労働省・医薬品医療機器総合機構(MHLW/PMDA)
 - 米国食品医薬品局(FDA)
 - 欧州委員会·欧州医薬品庁(EC/EMA)
- ●創設産業界メンバー (3):
 - ▶ 日本製薬工業協会(JPMA)
 - > 米国研究製薬工業協会(PhRMA)
 - 欧州製薬団体連合会(EFPIA)
- ●常任規制当局メンバー (2):
 - ヘルスカナダ
 - スイスメディック
- ●規制当局メンバー(8):
 - ブラジル国家衛生監督庁(ANVISA)
 - 韓国食品医薬品安全処(MFDS)
 - 中国国家薬品監督管理局(NMPA)
 - > シンガポール保健科学庁(HSA)
 - 台湾食品薬物管理署(TFDA)
 - トルコ医薬品医療機器庁(TITCK)
 - サウジ食品医薬品庁(SFDA)
 - メキシコ連邦衛生リスク対策委員会(COFEPRIS)
- ●業界団体メンバー (3):
 - バイオテクノロジーイノベーション協会(BIO)
 - 国際ジェネリック・バイオシミラー医薬品協会(IGBA)
 - 世界セルフケア連盟(GSCF)

※今会合で メキシコCOFEPRISがオブ ザーバーからメンバーに移行

> ICH改革後の 新規メンバー

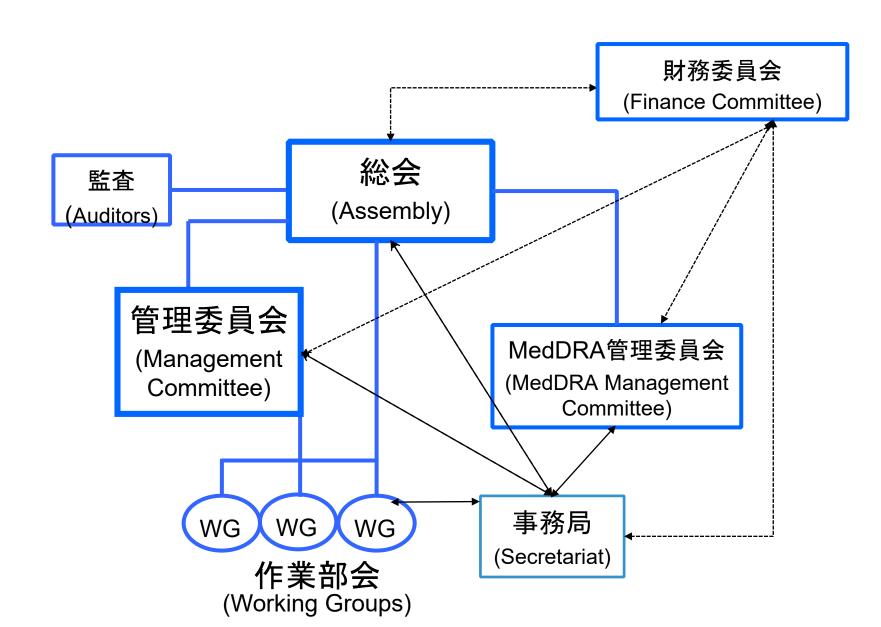
※太字の団体は管理委員会メンバ-

ICH オブザーバー(35団体; 2021年11月)

- ●常任オブザーバー:世界保健機関(WHO)、国際製薬団体連合会(IFPMA)
- ●規制当局オブザーバー:アルゼンチン医薬品食品医療技術管理局(ANMAT)、インド中央医薬品基準管理機構(CDSCO)、キューバ国家医薬品医療機器管理機関(CECMED)、イスラエル保健省医薬品・監督センター(CPED)、コロンビア医薬品食品監督庁(INVIMA)、ヨルダン食品医薬品局(JFDA)、モルドバ医薬品医療機器庁(MMDA)、イラン国家規制当局(NRA)、マレーシア国家医薬品規制庁(NPRA)、南アフリカ医療製品規制当局(SAHPRA)、カザフスタン国家医薬品医療機器専門機関、ロシア連邦保健・社会発展監督局(Roszdravnadzor)、アルメニア医薬品医療技術専門科学センター(SCDMTE)、オーストラリア医療製品管理局(TGA)、レバノン公衆保健省(MOPH)、アゼルバイジャン保健省分析センター(AEC)、英国医薬品医療製品規制庁(MHRA)、インドネシア共和国食品医薬品庁(BPOM)、ウクライナ保健省専門家センター(SEC MOH)、エジプト医薬品庁(EDA)
- ●地域調和イニシアティブ:東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋経済協力(APEC)、東アフリカ共同体(EAC)、湾岸協力理事会(GCC)、汎アメリカ医薬品規制調和ネットワーク(PANDRH)、南部アフリカ開発共同体(SADC)
- ●業界団体オブザーバー: 医薬品原薬委員会(APIC)
- ●医薬品関連国際団体: 国際医学団体協議会(CIOMS)、欧州医薬品医療品質部門(EDQM)、 国際医薬品添加物機関(IPEC)、米国薬局方(USP)、医薬品査察協同スキーム(PIC/S)、ビル&メリンダ・ゲイツ財団(Bill & Melinda Gates Foundation)

※今会合でオブザーバー採択

ICHの構造



各会議の構成と権限

総会(Assembly)

- 管理委員会の勧告を受けて、定款の改正、新規メンバーの承認、ICHガイドラインの採択等、ICHの業務に関する意思決定を行う。
- ICHの全参加団体(メンバー・オブザーバー)で構成

管理委員会 (Management Committee)

- 総会の議論の準備を行い、総会に勧告する。ICH法人の運営、資金、作業部会の管理等を行う。
- 常任8メンバー(日米欧の規制当局及び業界団体、スイス・カナダの規制当局)、選出メンバー、WHO 及びIFPMA(常任オブザーバー)で構成。
 - 選出メンバー(任期は2021年6月~2024年6月)
 - ・規制当局: NMPA(中国)、MFDS(韓国)、ANVISA(ブラジル)
 - ·業界団体:BIO、IGBA

MedDRA管理委員会(MedDRA Management Committee)

- MedDRAの管理・運営を行う。
- 日米欧の規制当局・業界団体、カナダ、英国の規制当局、WHO(オブザーバー)で構成
- ※ <u>上記組織において、創設規制当局メンバーである日米欧の規制当局には、投票による採択に</u> なった場合、他メンバーより優越する権利あり(不採択を導くものとして、事実上の拒否権)。

財務委員会(Finance Committee)

- 管理委員会及びMedDRA管理委員会に財務全般に関する勧告を行う。
- 管理委員会及びMedDRA管理委員会より同数の代表者で構成。

ICH各会議体の議長等

	議長	副議長	任期
総会	Lenita Lindström- Gommers (EC) ※再任	Gabriela Zenhaeusern (Swissmedic) ※新任	2023/11まで (任期2年)
ICH管理委員会	Theresa Mullin	中島宣雅	2023/11まで
	(FDA)	(MHLW/PMDA)	(今回より、任期2
	※再任	※再任	年)
MedDRA管理	Mick Foy		2022/6まで
委員会	(MHRA)		(任期 1 年)

ICHガイドライン作成のプロセス

Step 1前 ガイドライン(GL)を 作成するトピックの採択

> Step 1 作業部会で技術文書案 の合意

> > Step 2 総会で技術文書案の合意/ 総会(規制当局)でGL案の合意

> > > Step 3 パブコメ結果を踏まえ、 作業部会でGL修正案の合意

> > > > Step 4総会(規制当局)で ICH GLの採択

> > > > > Step5 各当局でGLを実施

=通知等の発出

今般会合における ICHガイドラインの作成状況 (主なもの)

[2021年11月総会 採択※]: いずれも日本が議論をリード

◆E8(R1):「臨床試験の一般指針」の改正

◆M8 eCTD 関係の各文書の改正

[作成中(ステップ2到達)※]

◆M7(R2):「潜在的発がんリスクを低減するための医薬品中DNA反応性(変異原性)不純物の評価及び管理ガイドライン」の改正及び補遺

◆Q13:原薬及び製剤の連続生産

◆Q9(R1): 「品質リスクマネジメントに関するガイドライン」の改正 ※コロナ禍の対応のため、ステップ2及びステップ4(採択)を書面手続きで行ったものも含む

コロナ禍で、前回総会以降も、活動中のEWG等の多くで更なる遅延が生じ、総会で作業計画の変更が承認された。

2022年5月総会採択に向けた 新規トピック提案の要件

【経緯】

- ·2020年11月ICH総会
 - 新規トピック提案・選定は当面、緊急性が高く・影響が大きいものに限る方向性
- ·2021年6月 ICH総会
 - 採択新規トピックは、緊急性が高いものはなかった
 - リソース不足で、直ちに進捗させれるトピックがなかった



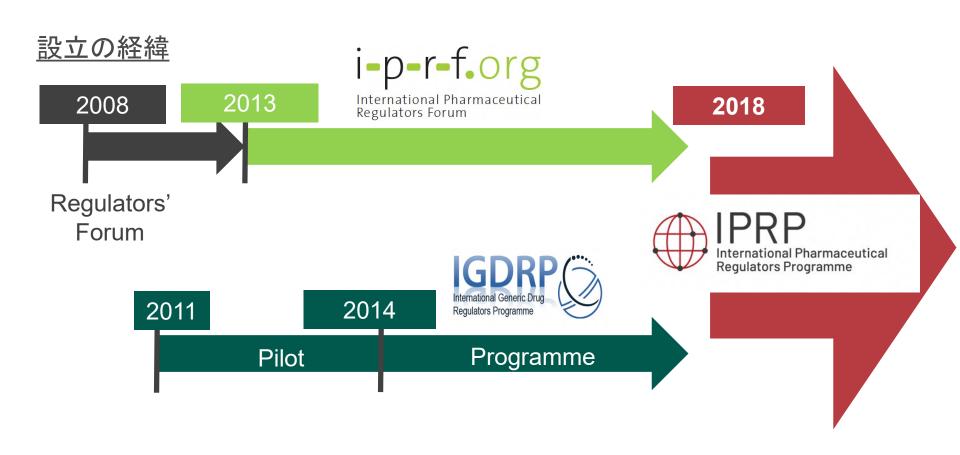
【今回総会の結果】

- ・2022年新規トピック検討サイクルは、次の要件を満たすものを進める。
 - ◆公衆衛生へのインパクトが高いものであること
 - ◆特定領域(安全性、非臨床等)であること ※品質、安全監視、生物学的同等性等には優先度を与えない
 - ◆ 採択後速やかに開始できるものであること (注) リソース不足の厳しさは続くが、新規トピックの提案機会を閉ざすべきでないとの判断

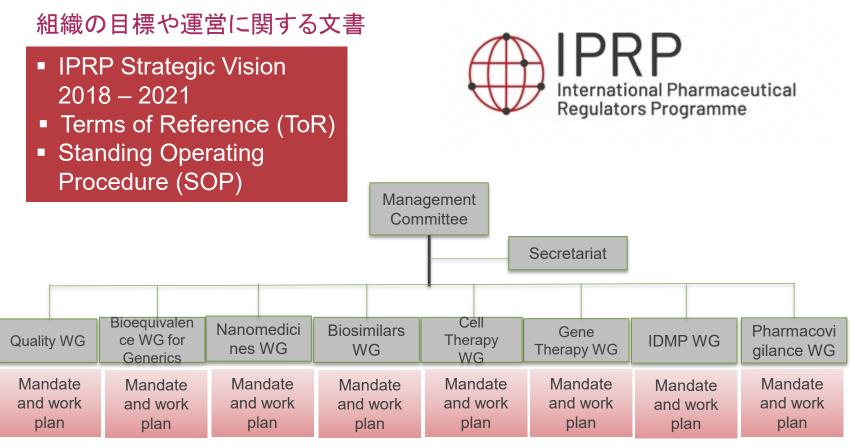
ICHの枠組み外での規制調和活動: IPRP

(International Pharmaceutical Regulators Programme)

- ・規制当局だけから構成される会議(約30の国・地域が参加)
- ・規制当局の共通の関心を議論(ICHガイドラインの土台になる可能性あり)



IPRPのガバナンス



IDMP: Identification of Medicinal Products

※各WG参加は、メンバー国/地域の判断で、opt in、opt outが可能

今般IPRP管理委員会における主な議論

・ 規制当局間の"Reliance"の推進・電子ラベリングを議論

➤ "Reliance"を推進すべく技術的な側面を引き続き検討。

Reliance:規制当局が承認審査や査察の中で、他の規制当局の評価結果を重視・考慮し、自国規制に活用すること。

▶ 電子ラベリングのIPRP調査の途中結果が共有(日本が担当)。
2022年中に、調査を踏まえ、電子ラベリングに関する論文を発表の方向。

各国の規制状況の意見交換

➤ IPRP加盟当局の直近の重要な薬事規制の変更やCovid-19対応の状況を共有。

· 運営·全般的事項関連

➤ ICHに併せ次回は対面会合を含め検討。

メッセージ

harmonisation for better healthに向けて

- ICHは、規制当局と業界の代表者が協働して、規制に関するガイドラインを科学的・ 技術的な観点から作成する国際会議で、他に類がない場。
- 2022年11月総会で、2ガイドラインがステップ4に、3ガイドラインがステップ2に到達。一方、対面会合が制限される中、EWGの進捗の遅れ・管理委員会の業務効率化が課題
 一方、対面会合が制限される中、EWGとアリング調査等に基づく提言業務を外部委託
- 新規トピック提案・選定は、採択後速やかに開始可能で、かつ公衆衛生へのインパクトが高いものとすることで合意。(※なお、新型コロナ対応を踏まえ、品質案件について他の国際的枠組みとの協働を検討中)
- 創設メンバー権限等を持つ我が国業界のICHにおける一層の活躍、特に、作業部会で議論を主導するラポーターを我が国の業界から輩出していくことが望まれる。
- ICHの公式ホームページ、PMDAホームページのICH紹介は参考になる。
 - ※ 次回総会は、2022年5月24日・25日に開催予定(対面会合の可能性あり。管理員会や IPRPも前後で開催予定)
 - ※ 昨年2020年はICH創設30周年にあたる。記念文書がICH公式ホームページで公開。